

お知らせ

①平成25年2月5日16:00解禁

②平成25年2月8日16:00解禁

資料提供 三次記者クラブ

特殊車両の指導取締を実施します。 ～道路の安全利用を目指して～

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し、道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるのが現状です。

三次河川国道事務所では、広島県警察の協力を得て、許可の有無、許可条件を確認し、違反車両については、適正な運行がなされるように昨年12月に天候不良のため延期しました指導取締を下記のとおり実施します。

① ■実施日時：平成25年2月5日（火）14:00～16:00

■実施場所：一般国道54号 三次市下志和地町地内

詳細な位置は「別紙-1」を参照

■協力機関：広島県警察 三次警察署

② ■実施日時：平成25年2月8日（金）14:00～16:00

■実施場所：一般国道54号 安芸高田市八千代町上根地内

詳細な位置は「別紙-2」を参照

■協力機関：広島県警察 安芸高田警察署

※留意事項：取締に関する報道の解禁は、それぞれの取締日の16時とさせていただきますのでご協力お願いします。

（当日取材は現地に対応させていただきます。）

●お問合せ先 国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

副所長（道路担当）

しんたく きよと
新宅 清人

【担当】 建設専門官

いえぐまけんじ
家熊 賢二

【広報担当】 建設専門官

なかい きみお
中井 喜美男

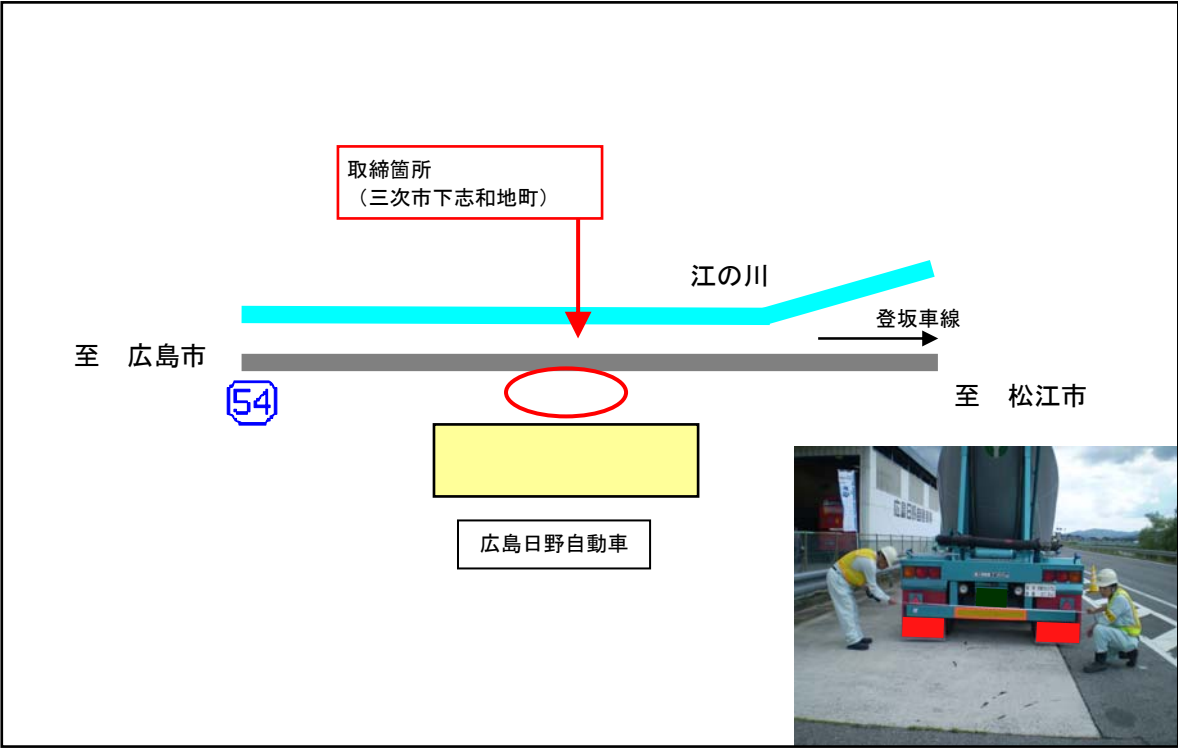
TEL：(0824) 63 - 4121（代表）

三次河川国道事務所ホームページ <http://www1.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/>

※1 取締箇所位置図



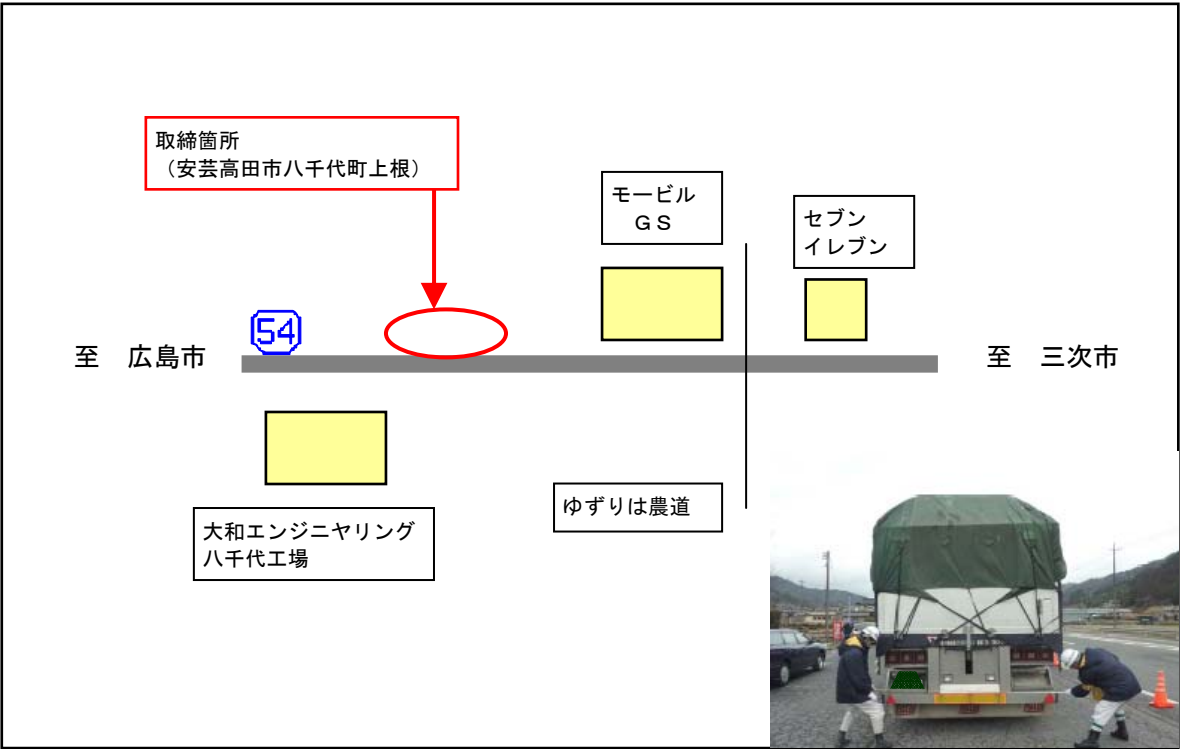
※2 取締箇所詳細図



※1 取締箇所位置図



※2 取締箇所詳細図



大型トレーラなどの「特殊車両」の通行には、道路管理者の許可が必要です。

特殊車両通行許可制度とは？

大型トレーラなどの「特殊車両」は、大型貨物や大量の貨物を輸送するために必要な車で、私たちの暮らしに大変役立っています。

この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないように、通行には、道路管理者の許可を受けて、ルールを守って通行することが道路法で定められています。（道路法第47条の2第1項）

申請手続について

「特殊車両」を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。

申請を受け付けた道路管理者は、「特殊車両」の通行の可否について審査を行います。

通行可能と判断された場合は、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備えつけが必要です。

ルール違反車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因のひとつとして、無許可や通行条件違反で通行することがあげられます。このルール違反の車両が、非常に大きな比率を占めている状況にあり、道路や橋に与える影響は多大です。特に、重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。



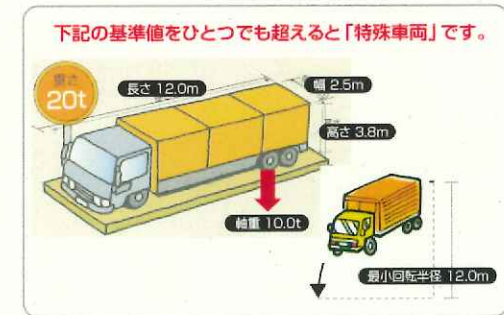
橋の裏面の様子(床版)



舗装のわだち掘れ



舗装のひび割れ



ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。

ご案内 オンライン申請の紹介や体験ができるホームページが公開されております。一度、ご覧になってください。<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR>